

社団法人全日本学生スキー連盟ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、社団法人全日本学生スキー連盟（以下「学連」という。）が管理、運営するホームページ（以下「学連HP」という。）への広告掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 学連HPへの広告掲載は、加盟会員、民間企業等との協働により、学生スキーの振興と発展の構築を図ることを目的とする。

(対象)

第三条 バナー広告を掲載できるものの範囲は、次に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 事業所及び団体
- (2) その他、当連盟が適当と認めるもの。

(広告の内容)

第四条 バナー広告のデザイン及び内容等は、当学連HPのイメージを損なうことのないよう、希望者と調整してから掲載するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、学連HPには掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) その他、掲載する広告として当連盟が不適當であると認めるもの。

(広告掲載の申込み)

第五条 広告掲載希望者は、学連HPから電子メール、もしくは広告掲載申込書（別記様式）にて当連盟に申し込むこととする。

(バナー広告の掲載料)

第六条 バナー広告の掲載料は別途定める。

(広告の規格)

第七条 広告の規格については別途定める。

(広告掲載の位置)

第八条 バナー広告掲載の位置は、当連盟が指定した位置とする。

(バナー広告の掲載期間)

第7条 バナー広告掲載期間は一カ月単位とする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は当連盟が別に定める。

附則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

社団法人全日本学生スキー連盟